資料２

平成３０年度行政改革推進体制

行政改革推進本部

○行政改革大綱の策定及び見直し
○行政改革大綱に基づく推進計画の進行管理
○行政改革の取組状況の点検及び推進に関すること
○行政改革推進に関し必要な事項に関すること

構成：本部長、副本部長
本部員（庁議の構成員）

- 本部長：市長
- 副本部長：副市長
- 本部員：教育長、部局長、企画調整課長、総務課長、財政課長

意見の依頼

意見

行政改革市民会議

行政改革の推進に必要な事項について、協議及び検討を行い、市長に意見を述べる。

構成：会長・副会長・委員　１４人以内で市長が委嘱する。

- 行財政改革について優れた識見を有する者　１２人以内
- 公募　２人以内

特定事項について調査・審議の指示

報告

行政改革市民会議専門部会

特定事項について調査及び審議を行い行政改革市民会議に報告する。
（平成３０年度は開催予定無し）

構成：部会長・委員　１０人以内で会長の同意を得て市長が委嘱する。

- 市民会議委員のうち会長が指名する者
- 特定事項について優れた識見を有する者

調査、研究及び審議の指示

報告

行政改革庁内会議

行政改革及び事務改善について調査、研究及び審議を行い、市長に報告する。

構成：委員長・副委員長・委員

- 委員長：副市長
- 副委員長：企画総務部長
- 委員：市職員のうちから市長が任命

調査、研究及び審議の指示

報告

行政改革庁内会議専門部会

部門に属する事項の調査、研究及び審議を行い、行政改革庁内会議に報告する。

構成：部会長・委員　委員長が任命

- 行政改革庁内会議委員及び職員